

平成27年 9月 9日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成27年9月9日(水)午前10時00分開議

日程第 1 認定第 1号 平成26年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 認定第 2号 平成26年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 3号 平成26年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 4号 平成26年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 5号 平成26年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 6号 平成26年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 7号 平成26年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

日程第 8 認定第 8号 平成26年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について

日程第 9 請願第 5号 町道3021号線の道路拡幅及び流末排水整備に関する請願

日程第10 陳情第 1号 「東関道銚子線建設促進を求める意見書」採択に関する陳情

日程第11 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番 宮 澤 健 君

2番 林 俊 之 君

3番 大 網 正 敏 君

- 4番 花香孝彦君
 5番 佐久間義房君
 6番 板寺正範君
 7番 城之内一男君
 8番 高木武男君
 9番 林甚一君
 10番 鈴木正昭君
 11番 多田和弘君
 12番 土屋進君
 13番 山崎ひろみ君
 14番 宮崎正吾君
 15番 高嶋雅弘君
 16番 鎌形寿一君

欠席議員

なし

出席説明員（11名）

- 町 長 岩田利雄君
 副町長 清水正幸君
 監査委員 平山茂君
 健康福祉課長 石毛克身君
 総務課長 金島正好君
 病院事務長 鈴木和雄君
 会計管理者 笹本博之君
 まちづくり課長 大後修司君
 町民課長 多部田秀也君
 農業委員会事務局長 河津静夫君
 教育課長 小林豊君

出席事務局員（3名）

- 事務局 長 小林 豊
 次 長 宮前 玉子

主

查 岩 瀨 知 博

(午前10時00分 開議)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は全員です。

会議に先立ちまして、教育長職務代理者、林英伸君から所用のため本日の会議を欠席したい旨の申し出がありました。ご了承、願います。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、認定第1号、平成26年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8、認定第8号、平成26年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定についてまで、以上、8案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本決算について提出者から説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

ただいま一括議題となりました、認定第1号から認定第8号まで、一般会計ほか特別会計5件及び企業会計2件、合わせて8会計の平成26年度決算について、その提案理由を申し上げます。

なお、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員さんの意見を付してございます。よろしくご審議をいただきまして、認定くださいますよう、お願いを申し上げます。

最初に、認定第1号、平成26年度一般会計の決算について申し上げます。平成26年度の一般会計当初予算は歳入歳出それぞれ47億2,500万円でしたが、4億298万5,000円の追加補正の結果、最終予算は51億2,798万5,000円となり、前年度からの繰越事業費繰越額354万6,000円を加算しますと、予算現額は歳入歳出それぞれ51億3,153万1,000円となりました。平成25年度の予算現額は48億8,899万3,000円でしたので、比較しますとプラス2億4,253万8,000円となっております。

続いて、歳入歳出の決算状況でございますけれども、歳入において53億1,3

89万2,000円が収入とされており、前年度比994万3,000円、0.2%の減となっております。この内町税などの一般財源は43億4,895万2,000円、歳入に占める比率は81.8%、分担金及び負担金等の特定財源は9億6,494万円、歳入に占める比率は18.2%となっております。

一方、歳出では46億7,862万1,000円が執行されており、前年度と比べプラス278万円と0.1%の増となっております。歳入総額から歳出総額を差し引きました形式収支は6億3,527万1,000円となり、繰越明許により翌年度へ繰り越すべき財源が5,553万4,000円でしたので、実質収支は5億7,973円7,000円となりました。

それでは、歳入歳出それぞれ特筆されるものを申し上げます。最初に歳入でございますけれども、町税全体の決算額は14億7,157万9,000円となっております。町税についてですが、平成25年度は6年ぶりの増加となりましたが、平成26年度についても引き続き941万3,000円、0.6%の増となりました。

次に、地方譲与税ですが、決算額は8,552万7,000円で、前年度と比較して436万円の減となっております。

次に、利子割交付金から地方特例交付金までの7件の交付金でございますけれども、ゴルフ場利用税交付金と自動車取得税交付金は減少しておりますが、利子割交付金、配当割交付金等の5件の交付金については増額となっております。交付金全体では前年度と比較して2,711万1,000円の増となっております。

次に、地方交付税ですが、普通交付税及び震災復興特別交付税が減額、特別交付税が増額となり、結果、前年度と比べ2,332万7,000円減の17億7,156万3,000円となっております。

次に、分担金及び負担金でございますけれども、平成26年度より学校給食費を引き下げたことにより学校給食費負担金が約1,000万円の減、また下水施設修繕負担金が終了したことにより、前年度比3,520万7,000円の減、1億1,730万7,000円となっております。

続いて、国庫支出金でございますけれども、臨時福祉給付金事業や子育て世帯臨時特例給付金事業の補助金の増によりまして、3,779万2,000円増の3億6,936万8,000円の決算となっております。

次に、県支出金でございますけれども、震災復興のために交付されたがんばろう

千葉復興基金交付金が、25年度で終了となったことから、681万6,000円減の2億9,478万3,000円となっております。

次に、寄附金については、ふるさと応援基金寄附のほか、新規に教育関係寄附と畜産関係寄附が、前年度と比べ64万7,000円増の300万5,000円の決算となりました。

次に、繰入金でございますけれども、平成25年度に実施をいたしました東日本大震災復興基金の繰り入れによります住家災害見舞金やふるさと応援基金からの繰り入れによります外出支援巡回バス購入事業が終了したため、前年度より2,166万6,000円減の2,857万4,000円となっております。

次に、繰越金でございますけれども、前年度と比べ3,429万2,000円増の6億4,799万4,000円の決算額となりました。

次に、諸収入でございますけれども、財産処分にかかる納付金の増によりまして、1,180万7,000円増の1億6,822万円となりました。

歳入の最後は町債でございますけれども、臨時財政対策債の借り入れのみを行い、前年度より3,930万円減の1億円となっております。

続きまして、歳出決算について、増減額の大きなものを申し上げます。

初めに議会費でございますけれども、平成25年度は議員報酬の臨時特例によります減額があったこと、平成26年度は選挙により欠員1名分が増額となったこと等により、前年度と比べ399万2,000円増の9,428万9,000円の決算となっております。

次に、総務費でございますけれども、事業増加に対応するため、職員の配置した部門における給与等の増や選挙執行経費の増によりまして、前年度比425万5,000円増の6億4,774万9,000円の決算となっております。

次に、民生費でございますが、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の増によりまして、前年度と比較し6,907万2,000円増の13億5,269万8,000円の決算となりました。

次に、衛生費であります。香取市東庄町病院組合負担金や各種集団検診委託料の増によりまして、前年度と比較して1,296万6,000円の増、決算額では6億705万7,000円となりました。

次に、農林水産業費でございますけれども、さわやか畜産事業補助金の減などに

よりまして、前年度と比べまして305万9,000円の減、1億5,175万5,000円となっております。

次に、商工費でございますけれども、企業誘致奨励金が減少したことによりまして、前年度比1,631万1,000円減の1億545万3,000円となっております。

次に、土木費では、平成25年度の橋駅前用地購入の完了、下水施設修繕工事の終了による減等から、全体では前年度比2,397万7,000円の減額。決算では4億5,555万5,000円となっております。

次に、消防費でございますけれども、非常備消防が増額となったものの、常備消防が減額となり、結果として、前年度比228万1,000円の減、2億5,502万1,000円の決算となっております。

次に、教育費でございますけれども、給食センターの機械器具購入等の増額や屋内運動場安全対策工事設計業務委託料の増額がありましたけれども、前年度実施した教育施設維持補修工事が大きく減額となったため、前年度と比較し87万2,000円減の4億3,690万2,000円となっております。

次に、災害復旧費でございますけれども、26年度は大きな災害復旧事業がなかったため、事務費関係のみ1万6,000円となっております。

次に、公債費でございますけれども、新規借入を抑制していることにより、前年度比2,198万1,000円の減、4億6,915万5,000円となっております。

歳出の最後でございますけれども、諸支出金でございますが、東日本大震災復興基金へ積立が終了したため、前年度と比べ1,903万2,000円の減、1億297万1,000円となっております。

以上、一般会計決算の主なものについて申し上げます。

次に、認定第2号、国民健康保険特別会計の決算について申し上げます。

歳入総額は22億5,881万3,000円で、前年度より3,334万2,000円の増、一方、歳出総額は、前年度より265万5,000円の減、20億9,682万8,000円で、歳入歳出差引額は1億6,198万5,000円でありました。

次に、認定第3号、後期高齢者医療特別会計の決算でございますが、歳入総額は

1億1,738万2,000円、前年度より1,154万6,000円の増、一方、歳出総額は、前年度より1,182万5,000円増の1億1,678万4,000円で、歳入歳出差引額は59万8,000円でした。

次に、認定第4号、食肉センター特別会計の決算について申し上げます。

歳入については主に食肉センターの事業収入となりますが、前年度と比較をいたしますと処理頭数が4,912頭の減となり、1,417万2,000円の減、1億1,580万3,000円となりました。一方、歳出でございますが、事業費として8,533万8,000円、支出のほか積立金として1,000万円を財政調整基金として積み立て、また諸支出金として1,500万円を一般会計繰出金として支出しております。歳出合計では、1億1,033万8,000円となり、前年度より771万2,000円の減額となっております。したがって、収支差引では546万5,000円を次年度へ繰り越すことができました。平成19年度より指定管理者制度の導入により、施設の管理運営を食肉センター事業協同組合が実施しておりますけれども、今後とも処理頭数の確保に努め、食肉センターの経営安定に努力をしてみたいと考えております。

次に、認定第5号、訪問看護ステーション特別会計決算について申し上げます。

平成26年度の訪問看護ステーションの歳入歳出の総額は3,418万円、前年度比17.1%の増となりました。増額の主な要因でございますけれども、利用者数、利用件数がともに増加したものでございまして、事業収入の増と、前年度繰越金の増によるものでございます。一方、歳出決算の総額でございますが、1,687万9,000円、前年度比9.0%の増となっております。増額の主な要因は、臨時職員に代わり正職員1名を採用したことによる人件費の増によるものでございます。以上、差し引きの収支で1,730万1,000円の黒字となっております。

次に、認定第6号、介護保険特別会計決算について申し上げます。

平成26年度は、第5期介護保険事業計画3か年の最終年度でございましたが、高齢化率が進んでおり、要介護認定者数、保険給付費は年々増加をしております。歳入決算の総額は、12億452万6,000円、前年度比7.1%の増となっております。増額の要因は、被保険者の増加による保険料の増加と保険給付費の増加に伴う国・県支出金や支払基金交付金の増加によるものでございます。一方、歳出決算の総額でございますけれども、11億5,577万5,000円、前年度比7.

3%の増となりました。このうち全体の構成比で93.9%を占める保険給付費は前年度比7.1%の増となっております。以上、差引収支で4,875万1,000円の黒字となっております。平成27年度に精算を行いますと実質的な余裕資金は3,800万円程度となる見込みでございます。

続きまして、企業会計のうち、最初に認定第7号の水道事業会計決算について申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定に付するものでございます。

まず、決算につきましては、収益的収入で4億1,609万4,000円、収益的支出で3億5,196万7,000円となり、収支差引では6,412万7,000円の純利益となっております。この当年度未処分利益剰余金6,412万7,000円を、建設改良費積立金とするとともに、地方公営企業法改正に伴い生じた未処分利益剰余金3億3,152万2,000円の剰余金の処分については、議会の議決を求めるとともに、次に、資本的収支では、収入はゼロで、固定資産取得費及び企業債償還金に1,258万2,000円の支出となっております。この不足する額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額42万円1,000円、減債積立金、680万5,000円及び、過年度分損益勘定留保資金535万6,000円で補填をしています。なお、平成26年度末における給水戸数は4,401戸、給水人口は1万2,302人となっております。

続きまして、認定第8号、国民健康保険東庄病院事業会計決算について申し上げます。

病院事業につきましては、内科医師4名の診療体制と合わせて非常勤医師によります整形外科・循環器内科の診療を実施しております。また、介護療養型医療施設として施設入所サービス・ショートステイ・居宅療養管理のほか、訪問リハビリ・通所リハビリを実施いたしました。平成26年度の経営状況を見ますと、前年度に比べ入院延べ患者数で3.6%の減、外来延べ患者数では1.2%の減となっております。決算の内容では、収益的収支の収入が11億1,514万4,000円に対し、支出が10億9,249万9,000円で、902万2,000円の純利益となっております。5年度連続の黒字となりました。次に資本的収支でございますが、

収入が3,342万円3,000円に対し、支出が1億1,345万円で、不足する8,002万7,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、過年度分損益勘定留保資金をもって補填をしたところでございます。

以上で、一般会計を初め8会計の決算につきまして認定をいただくに当たりまして、提案理由を申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長、事務長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決、認定くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、平成26年度一般会計の決算につきまして、その内容をご説明申し上げます。説明につきましては、お手元に配付してございます決算参考資料に基づきまして説明させていただきたいと思っております。

それでは、1ページをお願いいたします。

一般会計の決算の状況でございますが、一番上の（1）の決算規模は、歳入の総額が53億1,389万2,000円、歳出の総額では46億7,862万1,000円となりまして、前年度と比較いたしますと、歳入では994万3,000円、0.2%の減となり、歳出では278万円、0.1%の増となりました。

その下（2）の決算収支の状況でございますが、歳入決算額から歳出決算額を差し引きました形式収支では、「ア」といたしまして6億3,527万1,000円となりました。このうち平成27年度への繰越事業の一般財源として、「イ」の欄で5,553万4,000円がございまして、これを差し引きますと、「ウ」の欄で5億7,973万7,000円が実質収支の額となっております。この実質収支の額から平成25年度の実質収支の額を差し引いたものが単年度収支として「エ」の欄のマイナス6,471万1,000円となります。次の「オ」並びに一つ置いた「キ」の欄は、財政調整基金の積み立て並びに取り崩しの決算額でございます。また、「オ」の積立額は利子分を合わせまして1億91万1,000円、「キ」の積立金取り崩し額はございませんでしたので、一つ戻りまして、「カ」町債の繰上償還額についてもございませんでした。この結果、単年度収支の額「エ」に財政調整基金

への積立金「オ」の額を加えた額が実質単年度収支、「ク」の欄で3,620万円となりました。

それでは、歳入歳出の決算状況について申し上げます。なお、細部につきましては、この後、決算審査特別委員会へ付託される予定と聞いておりますので、私からは主だったものを申し上げますので、あらかじめご了承をいただきたいと思います。

最初に、歳入決算について申し上げます。1ページの第1表をごらんください。

歳入決算の総額は53億1,389万2,000円のうち町税を初めとする一般財源の総額は43億4,895万2,000円で、歳入決算の81.8%を占めております。残りの18.2%、国庫及び県支出金や諸収入の一部を含みまして9億6,494万円が特定財源となっております。

第1款・町税の決算額は14億7,157万9,000円で、前年度より941万3,000円、0.6%の増となっております。平成25年度決算では景気を持ち直しによる所得の伸び等により、平成19年度以来、6年ぶりに前年度より増額となり、平成26年度も引き続き前年より増額決算となっております。

次の第2款・地方譲与税の決算額は8,552万7,000円で、前年度比436万円、4.9%の減となっております。これは地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税の減によるものでございます。

次は、第3款の利子割交付金でございますが、平成26年度の決算は435万3,000円で、前年度比150万3,000円、52.7%の増となっております。

次に、第4款の配当割交付金及び第5款の株式等譲渡所得割交付金でございますが、この二つの交付金につきましては、上場株式の配当及び譲渡益に対して課される税を原資に交付されるものであります。配当割交付金は前年度比1,654万8,000円増の2,197万4,000円、株式等譲渡所得割交付金は731万1,000円増の1,726万6,000円で、どちらも大きく増加となっております。

第6款・地方消費税交付金につきましては、平成26年4月より消費税率が引き上げられたことにより、前年度より2,760万3,000円増となり、1億4,335万3,000円の決算となりました。

第7款はゴルフ場利用税交付金で、決算額は前年度と比べ389万8,000円減の1,422万円でありました。

第8款は自動車取得税交付金でございますが、県税としての自動車取得税を原資

に、市町村道の延長並びに面積で按分して交付され、その額は2,311万8,000円、57.7%減の1,695万8,000円の決算となりました。

第9款の地方特例交付金は、前年度と比べて116万2,000円増の437万7,000円となりました。

次に、歳入決算総額の33.3%を占めております第10款の地方交付税でございます。特別交付税が1,118万7,000円の増となりましたが、普通交付税で2,924万円の減、震災復興特別交付税で527万4,000円の減となり、総額で前年度を2,332万7,000円下回った17億7,156万3,000円の決算となりました。普通交付税の減は基準財政収入額に算入されている地方消費税交付金が増額になったため、結果的に交付基準額が減になったことによるものでございます。

次に、第11款の交通安全対策特別交付金の決算は258万円で、昨年度に比べ30万6,000円の減となっております。

第12款の分担金及び負担金ですが、前年度より3,520万7,000円減額の1億1,730万7,000円の決算となりました。歳入のうち主なものは、保育所保育料負担金6,564万1,000円。学校給食費負担金5,065万3,000円などとなっております。

次に13款・使用料及び手数料は、前年度比76万7,000円増の2,842万円の決算となっております。幼稚園児数の増に伴う幼稚園保育料の増が主な要因でございます。

14款は国庫支出金の決算ですが、新規の臨時福祉給付金事業や子育て世帯臨時特例給付金事業に対する補助金により、全体では前年度を3,779万2,000円増の3億6,936万8,000円の決算となっております。

15款・県支出金では、平成25年度でがんばろう千葉復興基金交付金が終了となったことなどにより、全体で681万6,000万円、2.3%減の2億9,478万3,000円の決算となりました。主なものは国民健康保険基盤安定負担金4,245万9,000円、児童手当県負担金3,052万4,000円となっております。

次の16款は財産収入でございます。財産収入全体では79万円減の247万1,000円となっております。前年度の土地売払収入がなくなったことによる減が要

因となっております。

17款の寄附金でございますが、ふるさと応援基金への寄附は減となったものの、教育関係指定給付金と畜産関係指定給付金があったことにより、前年度と比較して64万7,000円増の300万5,000円の決算額となりました。

次に、18款の繰入金では平成25年度に行った住家災害見舞金のための東日本大震災復興基金繰入金や外出支援巡回バス購入のためのふるさと応援基金の繰入金がなくなったことから、2,166万6,000円減の2,857万4,000円の決算となっております。

次に、19款の繰越金につきましては、前年度より3,429万2,000円増の6億4,799万4,000円の決算となりました。

20款・諸収入でございますが、財産処分にかかる交付金が1,500万円あったことから、諸収入全体としては1,180万7,000円増の1億6,822円の決算となっております。

歳入決算の最後は、21款の町債でございます。平成26年度の地方債発行額は臨時財政対策債1億円のみとなりまして、前年度よりも3,930万円、28.2%の減となっております。25年度の防災行政無線デジタル化事業の終了などが主な要因となっております。

なお、平成26年度末の地方債現在高については、後ほどご説明申し上げます。

以上、歳入決算の総額は53億1,389万2,000円となりまして、前年度と比べ994万3,000円、0.2%の減となりました。

続きまして、2ページをお願いいたします。

上の表でございますが、ただいま申し上げました歳入決算につきまして、左半分では一般財源と特定財源、そして右半分では自主財源と依存財源に分けて、その状況を表にしたものでございます。後ほどお目通しをいただきたいと思います。

それでは、次に歳出決算の説明に入らせていただきます。

2ページの第2表、平成26年度の歳出決算の総額は46億7,862万1,000円となりまして、平成25年度と比較いたしますと278万円、0.1%の増となっております。目的別歳出決算の状況は、第2表のとおりでございますが、歳出決算総額に対して構成比の高い順に見てみますと、民生費が13億5,269万8,000円、28.9%で最も高く、次に総務費の6億4,774万9,000

円、13.9%、3番目が衛生費で6億705万7,000円、13.0%、以下、公債費・土木費・教育費の順となっております。

それでは、順を追ってご説明を申し上げます。

最初に、第1款・議会費でございますが、平成25年度は議員報酬の臨時特例による減額、欠員1名分の報酬減がありました。平成26年度はこれらがなくなったことにより、399万2,000円、4.4%増の9,428万9,000円の決算となりました。

続いて、2款の総務費では、決算額6億4,774万9,000円で、対前年度は425万5,000円、0.7%の増となっております。平成25年度の防災行政無線デジタル化工事が終了したことによる事業費の減がありました。平成26年度は総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費において、職員数が増となったこと及び選挙執行にかかる経費の増が主な要因となっております。

次は、3款の民生費ですが、前年度と比較しまして6,907万2,000円、5.4%増の13億5,269万8,000円の決算となっております。増額の主なものですが、自立支援給付費の増や消費税率引き上げによる影響を緩和するため給付された臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の増によるものとなっております。

次に、第4款の衛生費です。決算額6億705万7,000円、前年度より1,296万6,000円、2.2%の増となりました。これは香取市東庄町病院組合負担金の増や、各種集団検診委託料の増によるものでございます。

第5款の農林水産業費の決算額は1億5,175万5,000円で、前年度と比較し305万9,000円の減になりました。さわやか畜産事業補助金の減や東総用水県営事業費負担金の減が主な要因となっております。

続いて、第6款は商工費でございます。決算額といたしましては前年度より1,631万1,000円、13.4%減の1億545万3,000円となっております。企業誘致奨励金の減や観光おもてなし推進実行委員会交付金の減などにより、減額決算となりました。

続きまして、第7款の土木費ですが、前年度比2,397万7,000円、5.0%減の4億5,555万5,000円となっております。これは都市計画費における下水施設修繕工事の減や橘駅前用地購入費の減などによるものでございます。

第8款は消防費でございます、前年度を228万1,000円下回ります2億5,502万1,000円の決算となっております。香取広域市町村圏事務組合の負担金で、常備消防分が減額となったことによるものです。なお、消防施設費では小型ポンプ積載車等を購入いたしました。

次に、9款の教育費について申し上げます。歳出決算の総額は対前年比87万2,000円、0.2%減の4億3,690万2,000円の決算となりました。平成26年度は屋内運動場安全対策工事設計業務や給食センター機械器具の購入がありました、25年度に実施しました小学校の教育施設維持補修工事の減額が主な要因となっております。

次の10款・災害復旧費についてですが、平成26年度は大きな災害復旧事業が無かったことにより、決算額は1万6,000円となっております。

次に、第11款・公債費について申し上げます。公債費の決算額は4億6,915万5,000円となり、前年度と比較しまして2,198万1,000円の減となっております。なお、起債の残高や償還額の状況については後ほどご説明を申し上げます。

歳出決算の最後は12款の諸支出金でございます。平成26年度も財政調整基金への積み立てを1億円行いましたが、平成25年度で東日本大震災復興基金の積み立てが終了したことにより、1,903万2,000円減の1億297万1,000円の決算となりました。

以上、一般会計の目的別歳出の状況についてご説明いたしました。

続きまして、次のページ、3ページをお願いいたします。

歳出決算について、性質別の状況を示したものでございます。それでは、消費的経費と投資的経費について、その決算額及び構成比を見ますと、消費的経費は30億1,516万7,000円で構成比が64.5%、投資的経費では5億3,374万3,000円、11.4%の構成比となっております。また、前年度と比較しますと消費的経費の決算額では1億2,208万9,000円の増、投資的経費では9,695万3,000円の減となっております。

それでは、性質別の歳出決算について第3表で見ていきたいと思っております。

まず、消費的経費のうち人件費の決算は、平成26年度8億8,955万8,000円、前年度と比べますと3,215万9,000円、3.8%の増となっております。

ります。これは平成25年度に実施しました議員報酬及び職員給与の臨時特例による減額が終了したこと及び人事院勧告に伴う職員手当改正による増が要因となっております。

消費的経費の2番目は物件費で、平成26年度の決算額は5億2,563万4,000円。前年度と比べ4,411万2,000円。率にしますと9.2%の増となっております。コンビニ収納等準備委託料、各種集団検診、屋内運動場安全対策工事設計業務委託料などが増額になったことが要因となっております。

消費的経費の3番目は維持補修費で、決算額は990万5,000円で、前年と比べ17万6,000円の増となっております。

消費的経費の4番目は扶助費でございまして、7億1,873万1,000円の決算で、3,178万3,000円、4.6%の増となっております。増の要因としましては、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の増によるものとなっております。

消費的経費の最後は補助費等でございます。決算額は8億7,133万9,000円となり、前年度と比較しますと1,385万9,000円、1.6%の増となっております。これは社会福祉施設費の交付金・返還金の増などが主な要因となっております。

人件費からただいま申し上げました補助費等まで、消費的経費の決算額は、先ほど申し上げましたように30億1,516万7,000円となりまして、歳出決算総額に対する構成比は64.5%を占めることとなります。

次に、投資的経費のうち普通建設事業ですが、前年度決算より9,696万1,000円、15.4%の減となり、5億3,372万7,000円の決算となりました。平成25年度に行いました防災行政無線デジタル化工事が終了したことや、小学校における教育施設維持補修工事の減などにより減額となっております。

次の災害復旧事業につきましても、目的別歳出の災害復旧費でも申し上げました内容と同様で、1万6,000円の決算となっております。

続いて公債費でございますが、こちらの目的別歳出の公債費と同様で4億6,915万5,000円の決算となっております。

次に、投資及び出資金・貸付金でございます。決算額は7,652万4,000円となり、前年度決算に対して713万4,000円、8.5%の減となっております。

ます。

続きまして積立金でございますが、財政調整基金へ1億円、その他奨学基金やふるさと応援基金の積み立てを行い、決算額は1億297万1,000円となりました。

性質別決算の最後は繰出金でございます。決算の額は4億8,106万1,000円となり、前年度決算額より2,579万2,000円、5.7%の増となりました。これは国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金が増加していることによるものでございます。

以上、人件費から繰出金まで性質別歳出決算の内容を申し上げます。

次のページ、4ページから5ページにかけての円グラフは、今まで申し上げました一般会計の決算についてグラフ化したものでございますので、後ほどご参照いただきたいと思っております。

それでは、5ページの下の方の財政構造についてご説明いたします。

地方公共団体の財政力を示す数値として用いられます財政力指数は、地方交付税法の規定に基づきまして算出される「基準財政収入額」を「基準財政需要額」で除した数値の過去3カ年平均であらわします。本町における平成26年度の財政力指数は0.452となりまして、平成25年度の財政力指数0.442と比較すると0.01ポイント増加しております。

次に、財政構造の弾力性をあらわします経常収支比率でございますが、性質別経費の経常経費充当一般財源を経常一般財源で除しています。この数値は85.4%で前年度の82.5%より2.9ポイント増加しております。また、この数値の計算式において、分母となる経常一般財源から臨時財政対策債を除いた経常収支比率は88.0%で、前年度より3.1ポイント増となっております。経常収支比率は短期的には上下動がございますが、長期的には低水準で推移していると認識しております。とは言いましても、今後も更なる経常経費の節減、合理化を図り、経常収支比率の抑制に努めなければならないと考えておるところでございます。

次のページ、6ページでは過去5年間の一般会計歳入歳出決算について、その規模をグラフにしております。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、大変恐縮ですが、75ページをお願いいたします。

この表は、平成26年度末現在の町債の現在高を表にしたものでございます。一

般会計における町債の状況につきまして借入先・事業ごとに25年度末と26年度末の残高を次の76ページにわたって列記してございます。76ページの一番下の合計欄で見いただきますと、平成26年度末現在の残高は元金が36億8,381万円、これに利子の残高が2億5,132万9,000円を合わせますと、合計39億3,513万9,000円となっております。この額を単純に平成26年度末の住民基本台帳人口1万4,754人で割り返しますと、一人当たり26万7,000円という数字になります。この数値は昨年度一人当たり28万9,000円と比べ2万2,000円減った計算になります。

次の77ページでは、水道事業会計並びに病院事業会計にかかります企業債の状況を表にしたものでございます。

次に、その下の表で31番、債務負担及び損失補償の状況について申し上げます。区分欄に記載のように全て債務負担でございまして、損失補償はございません。将来にわたって支出が伴います債務負担の状況でございしますが、戸籍システム更新事業及び国営大利根用水土地改良事業負担金の2件で平成26年度末では2,993万9,000円となっております。

それでは、大変恐縮ですが、今度は決算書本冊のほうをお願いいたします。333ページをお願いいたします。

こちらは財産に関する調書についてでございます。1番としまして、公有財産ということで載っております。(1)の土地及び建物(普通財産)と、次のページ(2)の土地及び建物(行政財産)について表にしてございます。

最初に、333ページのほうの普通財産でございしますが、土地につきましては、昨年度中の増減はございませんでした。次に、建物のうち木造につきましては、決算年度中、増減高マイナス1となっております。これは個別台帳の集計時における集計誤りによる修正でございまして、実際の移動はございませんでした。

続いて、334ページをお願いいたします。

行政財産の土地及び建物ですが、こちらも土地につきましては、年度中の増減はございませんでした。次の建物のうち非木造の最下段でございしますが、決算年度中、増減高マイナス20となっております。これにつきましても、大変申しわけございませんが、集計誤り、転記誤りによる修正でございまして、実際の移動はございませんでした。

今回の異動分は事務の誤りによる修正となっており、大変申し訳ございませんでした。今後は数値の精査に努め、このようなことのないようにしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、335ページの(3)出資による権利でございますが、増減は無く決算年度末現在高は1,124万円及び5株となっております。

続きまして、大きな2番、物品について申し上げます。決算年度中に増減のあったものは、自動車の所有台数が1台増となっております。

続きまして、336ページをお願いします。

大きな3番で基金について申し上げます。一般会計の財政調整基金は1億91万1,000円の増で、決算年度末では13億389万5,000円となっております。減債基金、公共施設整備基金につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

次の地域福祉基金は、利子分の5万2,000円の増で、決算年度末現在高は5,715万4,000円となっております。

続きまして、町民バス購入基金につきましては、利子分7,000円の増、決算年度末で1,872万6,000円となっております。

続いて、奨学基金では指定寄付120万円の積み立てを行い、奨学基金事業の交付金として100万円の取り崩しを行いましたので、結果として20万円の増となり、決算年度末現在高は424万円となっております。

次に、土地開発基金ですが、現金、土地ともに増減はございませんでした。

次のページで東日本大震災復興基金ですが、防災事業、システムクラウド化事業の財源として取り崩しを行い、682万4,000円の減、2,106万7,000円の残高となっております。

次のふるさと応援基金ですが、ご寄附をいただきました79万9,000円を新規に積み立て、決算年度末現在高は725万8,000円となりました。

なお、次の三つは特別会計でございますので、私からは割愛させていただきます。

その次の郵便切手類購入基金でございますが、この基金は30万円の定額運用基金でございますので、年度中において有価証券としての郵便切手類と現金との間では移動がございますが、結果的には増減のない基金となっております。

次に、大きな4番として、土地開発基金の運用状況報告書となっておりますが、

先ほど申し上げましたとおり、土地、現金ともに決算年度中の増減はございませんでした。

最後のページ、338ページの表でございます。先ほど郵便切手類購入基金が30万円の定額運用基金であることを申し上げましたが、年間の運用状況を示したものでございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上、一般会計の決算について申し上げましたが、詳細につきましては決算審査特別委員会におきまして各担当課長からご説明があろうかと思っておりますので、私のほうからは以上で終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

それでは私のほうからは、認定第2号、平成26年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてと認定第3号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてをあわせてご説明申し上げます。

最初に、国保特別会計になります。決算書本編の328ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらには国保会計の総額のほうが表示されております。最初に歳入総額でございますが、22億5,881万3,000円の決算額で、対前年比では3,334万2,000円、1.5%の増でございました。

一方、歳出ですけれども、歳出総額20億9,682万8,000円で、対前年比265万5,000円、0.1%の減でございます。歳入歳出差引額は1億6,198万5,000円の歳入超過で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きました実質収支は1億6,168万3,000円でございます。

それでは、決算参考資料の60ページをごらんいただきたいと思っております。

ページ上段の円グラフともあわせてごらんいただければと思います。

最初に、歳入の主なものを申し上げます。

第1款・国民健康保険税は5億5,101万2,000円で、歳入全体の24.4%を占めています。対前年比では2,812万円、4.9%の減となりました。

3款・国庫支出金は4億7,280万7,000円で、全体の20.9%を占め

ております。対前年比は5,883万6,000円で、11.1%の減でございます。

第5款・前期高齢者交付金4億5,012万6,000円は、全体の19.9%を占めております。対前年比では6,756万円、17.7%の増でございます。

次に、第7款・共同事業交付金2億1,421万2,000円、これは全体の9.5%でございます。対前年比では2,930万4,000円、12%の減となっております。

第9款・繰入金は2億175万4,000円で、全体の8.9%、対前年比では1,245万3,000円、6.6%の増でございます。

第10款・繰越金は1億2,598万8,000円で、全体の5.6%を占めております。対前年比は4,260万6,000円、51.1%の増でございます。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

第1款・総務費は4,114万9,000円で、歳出全体の2%を占めております。対前年比では193万6,000円、4.9%の増でございます。

第2款・保険給付費は12億5,810万5,000円、全体の60%を占めておりまして、対前年比では1,704万3,000円、1.3%の減でございます。

第3款・後期高齢者支援金等、こちらは2億8,984万2,000円の決算で、全体の占める割合は13.8%でございます。対前年比581万8,000円、2%の減となりました。

続いて、第6款・介護納付金は1億3,772万5,000円で、全体の6.6%を占めております。対前年比では375万5,000円、2.7%の減でございます。

続いて、第7款・共同事業拠出金は2億2,653万4,000円、全体の10.8%を占めております。対前年比では732万4,000円、3.3%の増となりました。

続いて、第8款・保健事業費は4,490万8,000円で、全体の2.1%を占めております。対前年比では265万3,000円、6.3%の増でございます。

第9款・基金積立金は7,005万円で、歳出全体の3.3%、対前年比では7,000円の増でございます。

11款・諸支出金2,828万円は対前年比で1,211万2,000円、74.9%の増でございます。これは療養給付費返還金の増加が要因でございます。

参考資料の61ページ以降でございますけれども、各年度ごとの決算推移、一人当たりの療養諸費、あるいは保険税の推移、保険給付状況などをそれぞれ記載してございまして、後ほど参考にござらんいただければと思います。

決算書本編の337ページをござらんいただきたいと思ひます。

表の2番目、左側に国民健康保険診療報酬支払準備基金の表がございまして。安定的な医療給付を行うために国民健康保険診療報酬支払準備基金というものがございまして。年度末残高は1億6,560万4,000円でございます。

国民健康保険特別会計の説明は以上でございます。

引き続きまして、認定第3号、平成26年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。決算書本編の329ページをござらんください。

歳入総額でございますが、1億1,738万2,000円で、対前年比1,154万4,000円、10.9%の増となっております。歳出総額は1億1,678万4,000円で、対前年比1,182万5,000円、11.3%の増でございます。歳入歳出差引額は59万8,000円の歳入超過でございます。翌年度への繰り越すべき財源を差し引きました実質収支額は55万5,000円でございます。

それでは申し訳ありませんが、決算参考資料の65ページをござらんいただきたいと思ひます。

歳入の主なものを申し上げます。

第1款・後期高齢者医療保険料、こちらは7,805万9,000円の決算額でございます。歳入全体の66.5%を占めております。対前年比では、658万2,000円、9.2%の増でございます。

第3款の繰入金金は3,769万3,000円で、全体の32.1%を占めております。対前年度比では580万1,000円、18.2%の増でございます。

1款と3款を合わせますと、歳入全体の98.6%を占めております。

続きまして、歳出の主なものでございまして、1款・総務費、こちらが182万8,000円で、歳出全体の1.6%でございます。対前年度比では35万8,0

00円、24.4%の増でございます。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金、こちらは1億1,481万4,000円。歳出全体の98.3%を占めております。対前年比では1,138万5,000円、11%の増でございました。

後期高齢者医療特別会計の決算の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、認定第4号、平成26年度東庄町食肉センター特別会計決算についてご説明いたします。参考資料の66ページをお願いいたします。

初めに、歳入歳出決算の状況についてご説明いたします。歳入合計ですが、1億1,580万3,000円となりまして、前年と比較しまして1,417万2,000円の減額、10.9%の減となりました。

1款の事業収入でございますが、センターの各種使用料の合計は1億375万7,000円、前年度と比較しまして155万1,000円、1.5%の減となりました。これは処理頭数の減によるものでございます。

次に、2款・繰越金でございますが1,192万5,000円で、25年度と比較しまして1,264万4,000円の減となっております。

次に、3款・財産収入ですが、財政調整基金の積立利息で11万4,000円となっております。

次に諸収入ですが、歳計金の預金利子の7,000円となっております。

続きまして歳出でございますが、合計で1億1,033万8,000円となり、平成25年度と比較して771万2,000円の減額、6.5%の減となっております。

1款の事業費でございますが、食肉センターの業務管理委託料及び消費税等で8,533万8,000円、前年度と比較しまして1,771万2,000円、17.2%の減となっております。

次に2款・積立金でございますが、1,000万円を食肉センター特別会計財政調整基金として積み立てをいたしました。前年度より500万円の増となっております。

ます。

次に3款・諸支出金ですが、一般会計への繰出金で1,500万円で、前年度より500万円の増となっております。

歳入合計の1億1,580万3,000円から歳出合計の1億1,033万8,000円を差し引きました546万5,000円が翌年度への繰り越しとなりました。

次に、搬入及び処理頭数についてご説明いたします。67ページをお願いいたします。

産地別搬入頭数につきましては、円グラフのとおりとなっております。搬入頭数合計8万9,598頭の内東庄町5万7,257頭、旭市2万4,151頭、香取市3,311頭が主な搬入市町となっております。

(3)のと畜処理頭数につきましても8万9,598頭で、平成25年度と比較しまして4,912頭、5.2%の減となりました。主な要因といたしましては、平成26年に発生いたしました豚流行性下痢の影響によるものでございます。

食肉センターの稼働日数は243日、1日平均処理頭数は約369頭でございました。

次に、財政調整基金についてご説明いたします。決算書の337ページをお開きいただきたいと思います。上から3段目、左の表をごらんいただきたいと思います。

食肉センター財政調整基金といたしまして、26年度は1,000万円を積み立て2億3,833万9,000円の残高となっております。

以上で、食肉センター事業会計の説明を終わります。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、認定第5号、平成26年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。決算参考資料の68ページをごらんいただきたいと存じます。

最初に下段の(2)訪問看護の利用状況でございしますが、平成26年度の利用者数の合計は299人、延べ件数1,954件でございします。なお、平成25年度と比較しますと、利用者数の合計で11人の増、率にして3.8%の増、延べ件数で

204件の増、率にして11.7%の増となっております。

続いて、平成26年度決算の状況についてご説明を申し上げます。順序と致しまして、平成26年度の決算額と構成比、前年度との比較増減を金額と率で申し上げます。それでは歳入から申し上げます。

歳入の主なものは、1款・事業収入の1,666万9,000円でございます。構成比は全体の48.8%を占めておりまして、前年度との比較では金額で123万5,000円の増、率では8%の増となっております。増額の要因は、先ほど申し上げました利用者数、利用件数の増によるものでございます。

2款・繰入金につきましては375万円で、構成比は11%、前年度との比較では金額で170万2,000円の減、率では31.2%の減でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

3款・繰越金1,372万円につきましては、構成費40.1%、前年度との比較では金額で541万1,000円の増、率では65.1%の増となっております。これは前年度からの繰越金でございます。

4款・諸収入4万1,000円につきましては、構成比0.1%、前年度との比較では、金額で3万8,000円の大幅増となっております。増額の主な要因は、旭中央病院より委託された喀痰吸引実地研修の委託料収入によるものでございます。

以上、歳入合計では3,418万円、前年度との比較では金額で498万2,000円の増、率では17.1%の増となりました。

次に歳出について申し上げます。

歳出につきましては1款・事業費のみで1,687万9,000円、前年度との比較では金額で140万円の増、率で9%の増となりました。増額の主な要因は、平成26年7月に臨時職員1名が退職し、同年11月に正職員1名を採用したことによる人件費の増によるものでございます。内訳としましては、職員3名の人件費がほとんどで、その他、パソコンシステムの保守委託料及び使用料、訪問用車両2台の維持費等でございます。

以上の結果、歳入歳出差引で1,730万1,000円となりました。これにつきましては平成27年度への繰越となります。

以上で、訪問看護ステーション特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、69ページをごらんいただきたいと存じます。

認定第6号、平成26年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算について、内容をご説明申し上げます。

平成26年度は、第5期介護保険事業計画3か年の最終年度でした。前年度に比べて、被保険者数、サービス受給者数、介護給付費が増加しております。

それでは、歳入から申し上げます。

1款・保険料は2億3,274万4,000円、全体の構成比では19.3%を占めます。前年度との比較では金額で770万6,000円の増、率にして3.4%の増となっております。増額の要因は65歳以上の第1号被保険者の増加による保険料の増額によるものでございます。

2款・使用料及び手数料2万円につきましては、介護保険料未納者への督促手数料でございます。

3款・国庫支出金から5款・県支出金につきましては、主に介護保険法で定められた保険給付費、地域支援事業費に対するそれぞれの負担金でございます。

3款・国庫支出金2億5,710万7,000円、4款・支払基金交付金3億2,077万5,000円、5款・県支出金1億6,492万8,000円でございます。合算しますと、7億4,281万円、構成比では61.7%を占めています。前年度との比較では金額で4,993万8,000円の増、率にして7.2%の増となっております。これは保険給付費の増加に伴いまして、国・県支出金や社会保険診療報酬支払基金からの交付金が増えたことによるものでございます。

6款・財産収入2万6,000円につきましては、介護給付費準備基金を定期預金で1年間運用したことによる利子分の収入でございます。

7款・繰入金につきましては1億8,091万5,000円、構成比15%、前年度との比較では金額で644万7,000円の増、率にして3.7%の増でございます。内訳は、介護保険法で定められた一般会計の介護給付費及び地域支援事業費に対する負担分が1億4,151万7,000円、職員給与費等の総務費負担分が3,939万8,000円でございます。

8款・繰越金4,795万7,000円につきましては、構成比4%、前年度との比較では金額で1,663万1,000円の増、率にして53.1%の増となっております。これは前年度からの繰越金でございます。

9款・諸収入5万4,000円につきましては、前年度との比較では金額で88

万7,000円の減、率にして94.3%の減となっております。減額の主な要因は、平成25年度にあった第三者納付金81万6,000円が皆減となったことによるものでございます。内容は、保険料の滞納による延滞金、歳計金預金利子などでございます。

以上、歳入合計で12億452万6,000円、前年度との比較では金額で7,984万1,000円の増、率にして7.1%の増となりました。

次に、歳出について申し上げます。1款・総務費は4,310万7,000円、全体の構成比では3.7%、前年度との比較では、金額で391万3,000円の増、率にして10%の増となりました。増額の主な要因は平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期介護保険事業計画の策定に要した費用464万8,000円が皆増になったことによるものでございます。内容は職員の給与、保険料通知事務、介護認定調査及び審査会の費用と、先ほど申し上げました計画策定にかかる費用等でございます。

次に、歳出の大部分を占める2款・保険給付費につきましては10億8,549万8,000円で、構成比93.9%、前年度との比較では、金額で7,201万4,000円の増、率にして7.1%の増となりました。増額の主な要因は、居宅介護、施設介護サービスの利用の増などによるものでございます。

なお、下段の(2)保険給付状況にサービス別の件数、給付金額を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

3款・地域支援事業費は1,472万9,000円、構成比1.3%、前年度との比較では、金額で73万1,000円の減、率にして4.7%の減となりました。減額の主な要因は、職員1名が平成26年11月から育児休業に入ったことに伴う人件費の減によるものでございます。

なお、この事業は要介護認定を受けていない方などへの介護予防事業、総合相談、ケアマネジャー相互の情報交換や支援等の包括的支援事業及び町独自の任意事業を実施したものでございます。

4款・公債費につきましては、一時借入金を行っておりませんので支出はございません。

5款・諸支出金は1,244万1,000円、構成比1.1%、前年度との比較では、金額で385万1,000円の増、率にして44.8%の増となりました。

これは前年度の介護給付費及び地域支援事業費の精算による返還金などがございます。増額の主な要因は、国庫支出金等過年度分返還金の増によるものでございます。

以上、歳出合計では11億5,577万5,000円、前年度との比較では、金額で7,904万7,000円の増、率にして7.3%の増となりました。

以上の結果、歳入歳出差引で4,875万1,000円となりました。なお、国庫支出金等の精算を平成27年度に行うわけでございますが、精算後における余裕資金は3,800万円程度となる見込みでございます。

続きまして、介護保険関係の基金の状況についてご報告申し上げます。決算書本冊337ページをお開きいただきたいと存じます。

2段目の右側に記載してございます介護保険給付準備基金につきましては、平成26年度中の定期預金運用利子2万6,000円を積み立てており、年度末残高は6,034万8,000円となっております。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わります。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、認定第7号、平成26年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてご説明申し上げます。

最初に決算につきまして、参考資料の70ページをお願いいたします。

決算状況の（1）収益的収入及び支出でございますが、収益的収入は4億1,609万4,000円で、前年度との比較では973万円の増額となっております。この主な要因といたしましては、平成26年度地方公営企業会計制度の見直しによりまして、長期前受金を戻入したことによります。これは減価償却費のうち国庫補助金等に相当する分でございます。現金を伴わない収入でございます。収入のうち営業収益が3億2,229万1,000円で、内訳は水道料金であります給水収益が3億1,531万4,000円、収入全体に占める割合が75.8%、それと給水申込金、他会計負担金他が697万7,000円で、1.7%となっております。営業外収益は、9,380万3,000円で、内訳は一般会計からの高料金対策に対する補助金が5,000万円で12%、千葉県からの補助金が3,213万1,000円で7.7%、長期前受金戻入他が1,167万2,000円で2.8%

となっております。

次に、収益的支出でございますが、3億5,196万7,000円で、前年度との比較では1,481万6,000円の減額となっております。支出のうち営業費用が3億4,902万1,000円で、内訳は東総広域水道企業団からの受水費が2億3,342万2,000円で、支出全体に占める割合が66.3%、減価償却費が5,724万6,000円で16.3%。人件費が3,228万7,000円で9.2%。動力費・委託料他が2,606万6,000円で7.4%となっております。営業外費用他は、企業債の支払利息等で294万6,000円となっております。

次に、(2)資本的収入及び支出ですが、収入はございません。支出は総額1,258万2,000円で、内訳としまして固定資産取得費が577万7,000円、企業債償還金が680万5,000円となっております。固定資産取得費につきましては、小南配水場の流量計の更新工事他でございます。収支の不足額1,258万2,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額42万1,000円、減債積立金680万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金535万6,000円で補填をしております。

次に、経営状況の(1)決算の推移でございますが、平成22年度から26年度までの5年間の収益的収支につきましては、下記の表のとおりでございます。

平成26年度の収支では、6,412万7,000円の純利益となっております。この純利益剰余金処分につきましては、後ほど決算書のほうで説明いたします。

次に71ページをお願いいたします。

(2)業務量でございます。平成26年度年度末給水人口は1万2,302人で、前年度と比較しまして199人の減、普及率は83.4%で同率となっております。年度末給水戸数は4,041戸で1戸の増、年間給水量は144万8,800立方メートルで2万99立方メートルの減、年間有収水量は141万8,842立方メートルで5,231立方メートルの減となっております。有収率につきましては、97.9%で前年との比較では1ポイントの増となっております。

それでは、剰余金の処分につきまして、ご説明申し上げます。決算書の292ページをお願いいたします。

平成26年度東庄町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。右の欄をご

らんいただきたいと思います。未処分利益剰余金の当年度末残高は3億6,727万9,433円で、これを議会の議決による処分として剰余金や資本金へ組入れるものでございます。まず、建設改良積立金に当年度純利益分の6,412万7,089円を積み立て、将来の水道施設更新工事に充てるものでございます。次に組入資本金に組入れる額3億315万2,344円は、公営企業会計制度の見直しにより生じました未処分利益剰余金でございまして、平成25年度までの減価償却費のうち補助金相当額等と平成26年度企業債償還元金分で、これを資本金に組入れるものでございます。

これらの処分内容につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

病院事務長、鈴木和雄君。

病院事務長（鈴木和雄君）

私のほうから認定第8号、平成26年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について内容をご説明申し上げます。

決算参考資料の72ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年度の収益的収支の決算の状況でございますが、収入総額11億151万4,000円、支出総額10億9,249万2,000円で、損益計算における当年度純利益は902万2,000円となり、5年連続で黒字を達成いたしました。病院事業収入についてですが、上の円グラフの内側、医業収益が9億8,207万8,000円で収入総額に対する構成比は89.2%、医業外収益が1億1,904万7,000円で構成比10.8%、特別利益が38万9,000円と少額のため、構成比は0.0%でございます。

医業収益の内訳では、円グラフの外側になりますが、入院収益が1億8,782万5,000円で17.1%、外来収益が5億1,646万6,000円で46.9%、室料差額・人間ドック・各種健診などのその他医業収益が7,270万1,000円で6.6%、介護保険事業収益が2億508万6,000円で18.6%でございます。

医業外収益の内訳では、一般会計繰入金などの負担金・交付金が7,955万2,

000円で7.2%、患者外給食収益・長期前受金戻入などのその他医業外収益が3,949万5,000円で3.6%でございます。

続いて、病院事業支出についてですが、下の円グラフの内側、医業費用が10億427万9,000円で、費用総額に対する構成比は91.9%、医業外費用が6,341万6,000円で構成比5.8%。特別損失が2,479万7,000円で構成比が2.3%でございます。

医業費用の内訳では、円グラフの外側、給与費が4億6,629万9,000円で42.7%、材料費が3億3,345万円で30.5%、経費が1億3,925万3,000円で12.7%、減価償却費・資産減耗費・研究研修費などのその他が6,527万7,000円で6%でございます。医業外費用の主な内訳としましては、企業債利子2,480万9,000円、仕入れにかかる消費税関係雑支出3,660万9,000円でございます。特別損失は、会計制度の見直しに伴い発生した平成25年度分の費用に計上すべき賞与等に係る引当金及び過年度損益修正損でございます。

73ページをお願いいたします。

資本的収支の決算の状況でございますが、収入合計3,342万3,000円、支出合計1億1,345万円で、収支不足額8,002万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額83万円と、過年度分損益勘定留保資金7,919万7,000円で補填しました。

収入の内訳は、出資金3,235万円と他会計負担金107万3,000円でございます。支出の内訳では、建設改良費5,164万4,000円と企業債償還金6,180万6,000円で、建設改良費の主なものは、電子カルテシステムの更新と骨密度測定装置の上位機種への更新でございます。

次に、下の表ですけれども、収益的収支の決算の推移でございます。平成22年度から平成26年度までを記載してあります。平成26年度は、収入11億151万4,000円で、前年度と比較して9,478万7,000円の増額となっております。これは会計制度の見直しに伴う増と外来収益の伸びによるものでございます。支出では10億9,249万2,000円で、前年度と比較して1億1,230万6,000円の増となっております。増額の主な要因は、支出につきましても会計制度の見直しと消費税8%への増税に伴うものでございます。なお、平成26年度の

純利益は902万2,000円となっております。

下の表ですが、入院・外来延患者数の推移です。同じく平成22年度から26年度までを記載してあります。平成26年度入院延べ患者数は1万8,579人で、前年度と比較して693人の減となりました。外来延べ患者数では平成26年度2万9,481人で、前年度と比較して352人の減となっております。1日当たりの患者数では、入院、365日で1日当たり50.9人、外来、265日で1日当たり111.2人でございます。

74ページをごらんください。

平成26年度末病院事業債現在高でございますが、合計で元金が8億4,546万9,039円、利子が1億5,707万2,042円、合計で10億254万1,081円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時といたします。

（午前11時40分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本決算について、提出者からの説明が終わりましたので、ここで、監査委員の代表から審査報告の説明を求めます。

監査委員、平山茂君。

監査委員（平山 茂君）

それでは、議案書66ページをお願いします。

平成26年度東庄町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査について報告を申し上げます。

67ページをお願いします。意見書報告を申し上げる前に、議会の皆様におきましては、既にこの意見書についてはお目通しいただいておられるものと思いますので、時間の関係があることから、細かい数字や意見についてもところどころ端折って申し上げたいというふうに思います。あらかじめご了承のほど、よろしくお願ひ

申し上げます。

それではまず、一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書から報告いたします。

審査の対象は、(1)平成26年度東庄町一般会計歳入歳出決算から、(6)平成26年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算までの6会計であります。

審査の期間は、平成27年7月31日及び8月5日であります。

審査の経過につきましては、以下のとおりでありますので、お目通しいただきたいというふうに思います。

次に、審査の結果について申し上げます。

審査に付された各会計の歳入歳出決算書は、関係法令に則り作成され、計数は関係諸帳簿等照合の結果、正確であり、予算の執行についてはおおむね所期の目的に沿ってなされております。内容も正当なものと認定をいたしました。

また、財産に関する調書においては、財産状況・異動状況についての計数も正確であると認められた。

次に、決算の概要ですが、次のページに実績収支のここ3年間の実績を提示しております。それを参考にしていきたいと思っております。その提示した表の内容のとおり、平成26年度における一般会計と各特別会計の決算総額単純合計は、歳入で90億4,459万6,000円、歳出においては81億7,522万5,000円であります。全会計規模はほぼ前年並みと言えますが、一般会計におきまして、まち・ひと・しごと創生事業費の繰り越しにより、繰越明許費が増加し、実質収支額が減となる決算となっております。実質単年度収支は平成20年度決算以降、黒字決算を継続しており、財政運営の健全化を示すものとして評価したい。

69ページをお願いします。

次に、総括的評価ですが、普通会計・一般会計において、まず財政力指数ですが、これは地方公共団体の財政力を評価するために一般的に用いられる指標で、標準的な財政の需要に対する収入の割合を示す指数であります。平成26年度において0.452となり、前年度の指数0.442に対して0.01ポイント増となりました。若干の回復傾向が見られるものの、数値が近年におきまして平成19年度分の指数をピークに年々下降傾向にあり、今後とも財政基盤の強化に努めることを求めるものであります。

次に、経常収支比率ですが、これは皆さんご存じのとおり財政構造の弾力性を評

価するために用いられる指標であります。この比率は、通常70ないし80%の間にあり、80%を超えると財政が硬直化しているものとされており。本町におきましては、平成26年度85.4%と推移しており、計数的には対前年度比2.9ポイントの増となっています。

平成26年度決算におきまして若干の増加が見られますが、予算執行における継続的な経費抑制に努め、今後とも一層の経常収支比率の改善に努力されたい。

なお、臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた場合の経常収支比率は以下のとおりであります。

次に、財源内訳及び性質別歳出の状況であります。歳入における財源内容は、自主財源が46.4%、依存財源53.6%であり、平成25年度決算と同比率となっております。自主財源比率が増加傾向に向かっている中、辛うじて前年度並みが維持をされています。

歳出における性質別歳出の構成比は、以下述べるようになりますが、消費的経費64.5%、投資的経費11.4%、公債費10.0%、積立金2.2%、繰出金10.3%、その他1.6%となっています。

消費的経費のうち扶助費につきましては増加傾向にあるとともに、今後も社会保障制度の一環として児童・老人等への諸施策の展開が予想をされます。そういうことから、このような状況下、投資的経費を確保することは、他の消費的経費の抑制が肝要であると考えられます。予算編成・執行において、一層の経費削減に努められるよう、要望するものであります。

なお、人件費につきましては、平成26年度決算では、19%であり、次ページをお願いします、平成21年度決算以降、20%台を下回っていることは、機構改革の一環とともに、職員の理解、協力及び努力の成果として大いに評価するものであります。

次に、町税の滞納及び不納欠損についてで、ここは特に滞納整理のことなのですが、滞納整理を税関係職員全員で取り組み、あるいは滞納者の財産調査や差し押さえを積極的に執行するなど、徴収率は90%台の高いレベルを保っております。徴収努力は評価するものであります。しかしながら、徴収率は健全な財政運営のためにも、その根幹をなすものであり、さらなる納税意識の高揚を図り、徴収率の向上に努められていただきたい。

なお、納税者の利便性を考慮し、コンビニ収納の導入を図る等の取り組みも行われており、今後の成果に期待するところであります。

次に、特別会計であります。

まず、国民健康保険特別会計ですが、国保税の不納欠損は、1,786万6,000円となっておりますが、収入未済額はここ数年、多少なりに減少傾向にはありませんが、不納欠損額については特に増加が著しい状態となっております。国保税全体の徴収率は、以下、書き抜きしてありますが、平成26年度は74.4%となった。徴収率が連続して低下していることは憂慮すべき事態であり、不納欠損額及び滞納額の増加は善良な納税者の納税意欲を欠くばかりか、目的税の持つ役割として、その制度の存続を揺るがしかねないものであります。

今後とも、短期被保険者証制度の活用による納税の励行を確保するとともに、悪質な滞納者に対しては、資格証制度の適用を強化するなど、積極的に滞納額の減少に努められたい。

次に、歳計現金及び基金ですが、まず、財政調整基金について。過去5年間の財政調整基金の推移は次のとおりであります。平成26年度、13億389万5,000円となっております。平成22年度から平成24年度まで2億円ずつ積み立て、平成25年、26年度においても1億円ずつ増額しております。これらのことは経費の削減と効率的な行政運営により、余剰を蓄えた成果として評価するものであります。

財政調整基金は、災害など不測の事態において、その果たす役割は大きいことから、今後とも、積立額の堅持に努められたい。

次に、国民健康保険診療報酬支払準備基金であります。ここでは特に医療費についてですが、医療費は今後とも増大することが見込まれるとともに、緊急事態に対応するためにも基金のさらなる充実を望むものであります。

次に、公共施設整備基金ですが、本基金は、過去、庁舎建設、各小・中学校の耐震改修、公民館大改修等、その役割を果たしてきたところでありますが、平成21年度において残高が355万9,000円となってから平成26年度まで、同額のまま推移してきております。その設置目的及び整備対象公共施設を再度検証し、有効な基金運用を検討されたい。

最後に、総括的意見を申し上げます。

平成26年度決算における財政状況は、歳入で減額、歳出で増額となり、歳入面においては、景気の緩やかな回復基調が反映され、税収は多少増額が見られ、一方、歳出は平年並みとなっているが、実質収支額は全体的には多少の減額となりました。

特に一般会計における人件費の割合が低位に保たれております。これは近年順調に推移している本町の財政状況が町民に真に理解されているか懸念される部分もあります。要望として、さらにわかりやすい形での町民への広報に努めていただきたい。

しかし、人件費を低位に保つことは、厳しい財政運営の中で当然のことであり、本町のこれからの財政支出の増大が予想される中、さらなる削減を視野に入れなければなりません。しかしながら、人件費を削減するに当たっては、単なる人員削減ではなく、職員の負担を考慮したさらなる機構改革と、新たな事務システムの導入等の検討を願いたい。

財政運営においては、税及び地方交付税等の財源の確保が厳しい状況も見込まれるところであります。一方、少子高齢化社会の進行に伴う、保健・医療・福祉施策に要する経費の増加が避けられない状況であり、さらには消防・清掃事業等、広域行政に要する負担金の増大も考慮されなければならない。

今後とも財政運営に当たっては、事務事業の重点化を検討し、さらなる歳入増の施策・歳出の縮減に取り組み、健全なる行財政運営を望むものであります。

72ページをお願いします。

続きまして、平成26年度東庄町水道事業会計及び東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算について、申し上げます。

73ページをお願いします。

審査の対象は、(1)平成26年度東庄町水道事業会計決算と(2)平成26年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算の2事業会計であります

審査の期間は平成27年7月31日であります。

審査の経過ですが、申しわけありませんが、お目通しをお願いしたいと思います。

審査の結果は、審査に付された各会計の決算書は、関係法令に則り作成され、計数は関係諸帳簿等照合の結果、正確であり、予算の執行については、おおむね所期の目的に沿ってなされており、内容も正当なものと認定しました。

次に、決算の概要ですが、ここでは水道事業会計及び東庄病院事業会計、双方と

も、先ほど午前中の説明の内容と細かい数字等は重複するところがありますので、割愛させていただきます。

ここで、特に申し上げれば、両会計とも純利益が生じていることであります。

74ページをお願いします。

総括的意見を申し上げます。

まず、東庄町水道事業会計であります。平成26年度決算における業務実績については、給水戸数は増加し、水道普及率は83.4%で前年度と変わらず、年間給水量については、行政区域内の人口減少が続く中、景気・気候等種々の要件が影響することを考慮しても、その推移に留意する必要があります。有収水量率は97.9%と、前年度から1.0ポイント増と大幅に改善しており、漏水個所の補修はもとより、日常的な施設・設備の維持・管理の成果であると考えるところであります。また、水道料金の未収金整理において、日常的に工夫・努力をして、特別損失額を少額で維持していることは、健全経営に資すものとして評価したい。

経営状況につきましては、黒字決算を維持していますが、給水原価246円31銭で、供給単価が222円23銭となり、多少ではありますが改善されてきているとはいうものの、依然として給水原価が供給単価を上回っており、給水にかかる費用が水道料金による収入以外の他の収益で賄われることには変わりはありません。水道事業の本旨である飲料水の安定供給を図ることはもとより、災害時における給水体制・設備の充実も期待されるところであります。なお一層の経営努力に取り組み、損失が生じないよう健全経営を目指していただきたい。

また、一般会計からの補助金を大幅に減額しているとはいえ、継続的に純利益が生じることが見込まれる事業運営の中、老朽設備の更新はもとより、今後、各設備の耐用年数経過後の多額の費用を必要とする更新事業も必然的に発生することが見込まれることから、このような状況下、町民から理解の得られる中長期的な経営計画を策定されることを強く要望するものであります。

最後に、東庄町国民健康保険東庄病院事業会計であります。

平成26年度決算におきましては、業務実績において、年間の入院・外来患者数がともに減少し、病床利用率では、稼働病床数の変更により年間平均で63.6%となっております。健全経営の指標の一つである70%台を維持することができなかつたわけではありますが、今後は、その時々々の医療環境に当院の体制をいち早く適

応させ、医療・介護保険適用病床数の利用率の向上に努力されたい。

経営状況につきましては、初めて黒字に転じた平成22年度から5年連続で黒字決算となっていることは大いに評価できるものであります。

とりわけ、医業収益に対する給与費の割合は47.48%と、同規模の病院と比較して10ないし20ポイント程度、低位に保たれていますが、厳しい人員配置の中で収益を確保していることから、院長を初め病院関係諸氏の努力も評価するものであります。

また、香取海匝地域自治体病院支援事業補助事業を積極的に進めた結果、リハビリ機器の導入や臨床検査システムの更新が図られております。これは高度医療の要求に応えるとともに、地域住民の健康増進につながるものであり、さらなる充実を図られたい。

また、後期研修プログラムの導入は、医師の確保に奏功したところでありますが、今後の地域医療において医師の確保は最重要課題であることから、引き続き、医師・看護師など医療スタッフの確保に取り組み、医療体制の充実と患者サービスの向上に努めていただきたい。

今後とも旭中央病院との連携を軸に地域の中核医療・療養施設としての役割を果たすべく、医師等の確保に万全を期すとともに、地域住民に対し安全で安心な医療が提供されることを望むものであります。

以上で報告を終わります。

議長（鎌形寿一君）

説明が終わりました。

ただいま議題となっております、認定第1号から認定第8号までについては、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までについては、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ここで決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行うため、しばらく休憩します。議員各位及び執行部の皆様はそのままお待ちください。

(午後 1時26分 休憩)

(午後 1時32分 再開)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われましたので、改めてその結果を報告します。

委員長に宮崎正吾君、副委員長に城之内一男君が選任されました。

以上で報告を終わります。

日程第9、請願第5号、町道3021号線の道路拡幅及び流末排水整備に関する請願及び日程第10、陳情第1号、「東関道銚子線建設促進を求める意見書」採択に関する陳情、以上2件を一括議題とします。

職員に請願・陳情の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

ここで請願紹介議員の代表から趣旨説明を求めます。

8番、高木武男君。

8番(高木武男君)

それでは説明いたします。平成27年7月24日付で平台区長の宇佐美雅健さんより町道3021号線の道路拡幅及び流末排水整備に関する請願がありました。紹介議員としては、神代地区の宮崎さん、それと私の二人であります。本日は、紹介議員を代表して説明させていただきます。

町道3021号線は、笹川から旭へ抜ける県道、それと県道の橋から多古方面へ抜ける県道があります。そこを結ぶ町道の一部で3021号線です。現場は、平台公民館からおよそ100メートルの区間です。この道路は、日常生活関連道路として重要なものであり、入り口には平台の公民館があり、中間には墓地があります。現在は軽トラが1台、やっと通れるような道路でありますので、大変通行に困難を来しております。

本件を議員各位にはご理解を賜り、この請願が採択されるよう、切にお願い申し

上げます。

以上で説明を終わります。

議長（鎌形寿一君）

この請願・陳情は、会議規則第91条第1項及び第94条の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第11、休会の件を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、9月10日から17日までの8日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、9月10日から17日までの8日間を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

9月18日の会議は議事の都合により、午後2時30分に繰り下げて開くことにします。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時46分 散会）